

広瀬裁判完全勝利！

会社、「これ以上裁判を続けるのは無理だ」「すいません、和解させて下さい」

広瀬裁判とは、東京第二運輸所分会の広瀬哲也さんが、社員証の入ったカバンをプライベートの時間で落とし、警察に届けられたことを発端とし、平成15年8月より東京駅ホーム検査業務のみに勤務指定されていました。平成17年3月29日、乗務復帰とこの間乗務していれば受け取ることができた賃金の支払いを求め、東京地裁に提訴したものです。15日に乗務復帰などの和解内容が示され、和解となりました。JR東海労の完全勝利です。会社は勤労情報で和解の3項を成果としていますが、3項は社員としてこれまでしてきたことで、なんらいままでと変わらないことです。これが成果？この裁判での会社の苦しさが見えた一面と言えます。会社は広瀬さん以外にも不当な乗務外し、日勤勤務を指定しています。広瀬さんの件を反省し、全員を乗務に復帰させるべきです。

和解内容

1. 被告は、原告を、平成17年8月2日限り、平成15年8月6日時点で原告が従事していた、運転士及び車掌の勤務に従事させることとする。
2. 被告は、原告に対し、被告が平成16年12月21日付けで定めた「運輸系統の社員運用の変更及び昇進制度等の見直しに伴う経過措置について」による一時金を支払うこととする。ただし、一時金の算出と根拠となる期間については、同経過措置に定める、基準月数から復帰後乗務を開始した日の前日までの満月数を控除する。
3. 原告は、業務上必要性の認められる事項について、被告による報告の求めに応じることを約定する。
4. 原告は、本件のその余の請求を放棄する。
5. 訴訟費用は、各自の負担とする。

ただちに広瀬さんを乗務させる！
日勤者全員を乗務させる！